

○議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 9 月 5 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 議案第 66 号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 67 号 建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 7 議案第 68 号 不破消防組規約の変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 69 号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 70 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 71 号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 72 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 73 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 74 号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 75 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 76 号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 77 号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 78 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 18 議案第 79 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 80 号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 81 号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 82 号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 83 号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 報告第 6 号 平成 30 年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 24 議案第 84 号 平成 30 年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 85 号 平成 30 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 日程第26 議案第86号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第87号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第88号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第89号 平成30年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第90号 平成30年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第91号 平成30年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第92号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	大野健夫君
教育長	中川敏之君	監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君
総務課長	澤頭義幸君	企画政策課長	西村克郎君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	岩田英明君

住 民 課 長 三 宅 芳 浩 君
産 業 建 設 課 長 心 得 福 安 健 司 君
教 育 課 長 兒 玉 勝 宏 君

健 康 増 進 課 長 徳 永 英 俊 君
水 道 環 境 課 長 吉 森 明 博 君
西 消 防 署 長 奥 地 徹 也 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 山 田 勝
書 記 小 寺 由 香

書 記 中 尾 浩 一

開会・開議の宣告

- 議長（松井正樹君） ただいまより令和元年第5回関ヶ原町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番 谷口輝男君、3番 子安健司君を指名します。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。
-

日程第3 諸般の報告

- 議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。
監査委員から、令和元年5月分から7月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。
これについて御質問はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
これで質疑を終わります。
以上で諸般の報告を終わります。
-

日程第4 委員会報告

- 議長（松井正樹君） 日程第4、委員会報告を行います。
議会改革特別委員会の報告を求めます。
議会改革特別委員長 楠達男君。
○議会改革特別委員会委員長（楠 達男君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

去る令和元年7月24日水曜日午前9時15分より、役場委員会室において7名の委員全員の出席により開催いたしました。

職務のための出席者は、松井議長、山田事務局長、小寺書記で、傍聴者はありませんでした。会議結果の要旨を申し上げます。

冒頭、前任期での協議内容、取り組みについての振り返り、昨年12月議会より行っている一般質問方式についての意見交換を行い、今後調査研究すべき事項について私から提案を行いました。自治会連合会幹部や各団体代表者との意見交換会、若い世代との交流、議会報告会などについて今後検討することとし、8月26日に開催の議会改革に関する研修会の受講後、9月5日、本日の本会議終了後、勉強会を開催することとして、10時45分に閉会をいたしました。

以上、簡単ですが、委員会報告とさせていただきます。報告漏れ等がございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いします。以上であります。

○議長（松井正樹君） これで委員会報告を終わります。

日程第5 議案第66号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第66号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、中川教育長本人の申し出によりまして退席をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔教育長 中川敏之君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第66号 関ヶ原町教育長の任命につき同意を求めることについて。

次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。令和元年9月5日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、垂井町表佐4658番地の2。氏名、中川敏之。生年月日、昭和28年6月5日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、議案第66号、関ヶ原町教育長の任命につきまして同意を求めることについての提案説明をさせていただきます。

本町の教育長であります中川敏之氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔教育長 中川敏之君入場〕

それでは、ここで中川教育長より御挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○教育長（中川敏之君） 改めまして、おはようございます。

ただいまは議案第66号の10月からの私の続投について同意をいただいたことに対して感謝を申し上げます。

どきどきしながらロビーで待ちましたけれども、少しだけ10月からのこととお話をしたいと思えますけれども、今の教育行政もいろんな課題を抱えております。学校教育でいえば、一番大きな課題は、今須小中学校と関ヶ原小・中学校の統合をいかによりよい統合とするかということで、現在も取り組んでおりますけれども、この後、さらに詰めて、しっかりと向かっていきたいということを考えております。

あわせまして、来年度、小学校は学習指導要領の完全実施に入ります。プログラミング教育といったものが新しく始まっていきます。これについては、また今後予算等がかかわってきますけれども、どんな教材を使ってそれを進めていくかといったことについても今考えているところでございます。

社会教育につきましては、施設が老朽化しておりますけれども、その中でいかに町民の皆様方の生涯学習とか、生涯体育とか、そういったものについてしっかりと支えていくことが課題であると思えますし、あわせまして、来年度、岐阜関ヶ原古戦場記念館の完成がありますので、それに向かって特にガイド講座等でしっかりと支えていけるといいなということを考えております。

今後、また議員の皆様の御指導をいただき、そして教育行政が充実・発展していけることを祈念しまして、挨拶とします。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ありがとうございます。

日程第6 議案第67号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第67号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第67号 建設工事委託に関する協定の締結について。

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結する。令和元年9月5日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 協定の目的、公共下水道根幹的施設の建設工事。
2. 工事箇所、関ヶ原町大字関ヶ原字皆田2818番地の1。
3. 協定金額、1億3,700万円。
4. 協定の相手方、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長 辻原俊博。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

公共下水道長寿命化計画に基づき、関ヶ原町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関し、協定を締結いたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第67号 建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

平成28年度策定の関ヶ原町公共下水道長寿命化計画に基づき、関ヶ原浄化センターの電気設備を新たに更新し、水処理計装、また監視制御設備の再構築工事を今年度から令和2年度までの2カ年におきまして実施いたしたく、日本下水道事業団との間において建設工事委託に関する協定を締結するものでございます。

協定の金額につきましては、1億3,700万円でございます。年度ごとの施工内容と金額につきましては、令和元年度が改修機器の設計・製図と水処理電気設備機械製作で1,500万円、令和2年度が電気設備機器の製作、据えつけ工事で1億2,200万円となっております。

議案資料の1ページから4ページをお願いいたします。

議案資料の1ページから4ページですが、ここには建設工事委託に関する協定の写しとなっております。こちらは、令和元年7月1日付によりまして、日本下水道事業団との間に仮協定の締結をしております。

完成期限につきましては、第6条に令和3年3月31日とし、令和元年度事業に係るものにつきましては、令和2年3月31日と規定しております。

また、建設工事の施工に要する費用、年度ごとの事業区分につきましては、第7条に規定しております。

協定の成立事項につきましては、第16条に規定しており、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく関ヶ原町議会の議決を経るまでは仮協定とし、議決を経て本協定として成立する旨を規定しております。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第68号 不破消防組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第68号について御説明を申し上げます。

不破消防組合規約第4条の組合の事務所の位置について、昭和53年3月に消防本部及び東消防署の庁舎を移転した際、地方自治法第286条の規定に基づく組合規約の変更に係る協議が関係地方公共団体である垂井町、関ヶ原町に対して行われず、規約第4条に規定する住所が移転前の住所となっていることが判明いたしましたので、現在の住所地へ改めるため、地方自治法

第286条第2項の規定により協議を行いたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第69号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第69号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第69号について御説明申し上げます。

住民基本台帳法の一部改正と上位法の改正に伴い、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第69号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、今町長が申しあげましたように、住民基本台帳法及び施行令等の改正によりまして、国からの通知であります市町村が行う印鑑登録事務について準拠すべき事項を定めた印鑑登録証明事務処理要領が改正されておりますので、今回、これに準拠して必要な改正を行うものでございます。なお、施行日の関係で第1条と第2条とに分けて規定をいたしております。

内容についてでございます。議案資料の6ページから12ページになります。よろしくお願いたします。

まず6ページからの第1条関係でございます。

第3条につきましては、みずから申請することができない理由を例示するとともに、代理申請の場合は別に本人の意思を確認することになっておりますので、委任する旨を証する書面の添付をここで規定することを要しなく、これを削除するものでございます。

第4条第2項につきましても、同様に削除するものでございます。

7ページの第5条第1項第1号並びに第2号、第6条第1項第3号及び8ページの第11条第1項第1号につきましては、外国人住民につきまして、住民票への通称の記載が可能になった

ことによる通称の追加でございます。

また、7ページの第5条第2項、8ページの第6条第7号及び第11条第1項第6号につきましては、外国人住民について、住民票の備考欄に片仮名表記がされることにより、その片仮名表記による印鑑登録に関する規定を追加するものでございます。

8ページ、第14条第1項につきましては、職権による登録抹消の条件の規定に通称と片仮名表記を追加するとともに、条件として外国人住民でなくなった場合を追加しております。

同条第2項につきましても、準用規定に外国人住民でなくなった場合を追加するものでございます。

その他につきましては、印鑑登録証明事務処理要領に合わせた語句の改正、項目等の追加及び号ずれでございます。

続きまして、10ページからの第2条関係でございます。

第2条関係につきましては、大きく2点の改正でございます。1つは、現在の社会において旧姓——旧氏でございますが——を使用しながら活動する女性が増加している中で、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるという女性活躍推進の観点から、住民票への旧氏の記載が可能となり、それに合わせて印鑑条例の関係各条項に旧氏を追加するものでございます。

もう一つでございますが、総務省が性的少数者（LGBT）に配慮して、印鑑登録証明書に性別を記載しない取り扱いについて、差し支えないとの方針を示しており、昨今、全国的な広がりを見せる性的少数者への配慮としまして、印鑑登録原票への登録事項及び印鑑登録証明書の記載事項から男女の別を登録及び記載項目から削除するものでございます。

その他につきましては、印鑑登録証明事務処理要領に合わせた語句の改正並びに文章の追加及び号ずれでございます。

なお、施行日につきましては、第1条関係につきましては公布の日から、第2条関係につきましては本年11月5日からといたしております。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） ちょっと確認なんですけど、片仮名表記とこの中に出てくるんですけど、例えば外国人登録で、リとか何とかという漢字の人とか、読みで、片仮名で、要は印影やで、丸か何かの印鑑でしょう、印鑑登録ね。これに片仮名で印影をつくったやつを登録できるということですか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） はい。片仮名と片仮名の一部とかでその印影が登録できるというこ

とでございます。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） もちろんシャチハタじゃなくて朱肉の印鑑やもんね、そういうのは。違うんですか。あれはシャチハタでもいいんですかね。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 基本的には市販のシャチハタ等の印鑑は使用しないことになっております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第70号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第70号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第70号について御説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法も改正されましたので、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第70号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明させていただきます。

提案説明のほうにもございましたが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布をされました。同法の中で地方公務員法の一部も改正をされてございます。この法律につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員法の欠格事項から同法第16条第1号の成年被後見人及び被保佐人の項目が削除をされましたので、関係条例の改正を行うものでございます。

では、議案資料の13ページをよろしくお願いいたします。

期末手当のほうです。第17条の2では、先ほど御説明いたしましたが、地方公務員法第16条第1号が削除されたことに伴い、第1項及び第4項の関係箇所、また第17条の3の第2号におきましても同様に削除をするものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

こちらは勤勉手当のほうでございますが、こちらの第17条の5におきましても、期末手当と同様に改正をさせていただくものでございます。

次に、第19条の第6項では、法の改正によります関係箇所を削除するとともに、字句の改正を行う内容となっております。

それでは、議案書の9ページをよろしくお願いいたします。

附則のほうで、施行日の関係でございますが、地方公共団体の条例等は法律の公布の日から起算して6月を経過した日となっております。この法律が令和元年6月14日に公布されましたので、施行日につきましては令和元年12月14日としてございますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第71号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第71号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第71号について御説明を申し上げます。

先ほどの議案第70号と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法も改正されましたので、所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第72号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第72号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第72号について御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、町民税、また軽自動車税等に関し、所要の改正を行いたく、本案を提案するものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 失礼します。

それでは、関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について、内容を御説明いたします。

議案書は13ページから16ページ、議案資料の新旧対照表は17ページからとなります。

今回の税条例の改正は2条立てとしております。

まず第1条関係について主なものを御説明いたします。なお、通常は最後に改正文の附則をもって施行期日の御説明をさせていただいておりますが、今回は条文ごとに施行期日が異なりますので、それぞれの内容とあわせて御説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表の17ページをお願いいたします。

初めに、第28条の2、町民税の申告について、第7項で町民税の住宅ローン控除に係る記載事項を簡素化する規定を追加し、第7項以降を繰り下げ、第8項から第10項としております。

続きまして、その下、第28条の4、町民税に係る不申告に関する過料ですが、こちらは法改正に伴う文言と項ずれの改正となります。

続きまして、その下、第29条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書と、その下、第29条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書ですが、こちらは、法改正によりまして、子供の貧困に対応する住民税非課税措置として、事実婚状態でないひとり親に対して寡婦控除と同様の措置を講ずることとされましたが、それぞれの申告書において単身児童扶養者の記載事項を追加する改正、また法改正に伴う規定の整備及び項ずれの改正となります。

なお、第28条の2から第29条の3の3までは、令和2年1月1日の施行となります。

続きまして、18ページの下の方でございますが、附則第14条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税ですが、こちらは、この10月1日から向こう1年間を特定期間とし、この期間中に取得された軽自動車のうち、環境基準に適合する場合、税率1%の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を定める改正となっております。

続きまして、次のページ、第14条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例です

が、こちらは、先ほど第14条の2を新設しましたことによる条ずれ、また第2項から第4項まで、環境性能割は、当分の間、県知事が国土交通大臣の認定等に基づく車両について賦課徴収を行うなどの規定を追加する改正となっております。

続きまして、その下、第14条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例ですが、こちらも第14条の2の改正と同じように、特定期間中に取得された軽自動車のうち、基準に適合する場合、税率2%を1%とするための規定を第3項として新設するものであります。

続きまして、20ページ、第15条、軽自動車税の種別割の税率の特例ですが、こちらは、5月の臨時議会で改正をしました条立て第1条による改正の部分、第15条の改正内容を10月1日から種別割に引き継ぐ改正となっております。第1項では、重課に係る規定の整備、第2項から第4項までは、現行のグリーン化特例制度、軽課の部分を令和2年度、3年度の2年間延長する規定を設けるものであります。

続きまして、21ページ、第15条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例ですが、こちらは、種別割の賦課徴収を行う軽自動車についての判断は、国土交通大臣の認定等に基づき賦課徴収するなど、環境性能割と合わせた規定を第1項から第3項において追加するものであります。

なお、第14条の2から第15条の2までは、令和元年10月1日施行となります。

続きまして、23ページをお願いいたします。

ここから第2条による改正となります。

第17条、個人の町民税の非課税の範囲についてですが、こちらは、事実婚ではないひとり親を単身児童扶養者と規定をし、寡婦控除と同様の非課税措置を講ずるための改正となります。こちらは令和3年1月1日施行となります。

続きまして、その下、附則第15条、軽自動車税の種別割の税率の特例ですが、こちらは、種別割の段階的な見直しのうち、グリーン化特例、いわゆる軽課についての規定をさきの改正で2年間延長しておりますが、その延長後の令和4年度、5年度の対象を電気自動車のみに限定する規定の追加となっております。

続きまして、24ページ、第15条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴う項ずれの改正となっております。

この附則第15条及び第15条の2は、令和3年4月1日の施行となります。

説明は以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第73号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第73号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第73号について御説明を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、引用する条項の号ずれが生じたので、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第74号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第74号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号について御説明申し上げます。

児童扶養手当法の改正において所得判定月が変更になったことに伴い、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第74号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ただいまありましたように、今回の改正につきましては、児童扶養手当法の一部改正によりまして岐阜県福祉医療費助成事業補助金要綱の一部が改正されたことにより、本条例を改正するものでございます。

議案資料につきましては、26ページ、27ページをごらんください。

福祉医療費助成事業における母子及び父子家庭の医療費助成の規定におきましては、児童福祉手当法の規定における所得制限規定を準用しております。今回の児童扶養手当法の一部改正によりまして、前年の所得による手当の支給制限期間が、8月から翌年の7月までとなっておりますが、11月から翌年の10月までに変更されたことに伴いまして、岐阜県福祉医療費助

成事業補助金要綱における所得判定においても、10月までは前々年所得を使用することとされましたので、町条例も同様に改正するものでございます。

なお、この条例につきましては、10月1日からの施行とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第75号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けの際の保証人について削除されたことを受け、条例において整備をいたしたく、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

議案第75号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案資料の28ページをごらんください。

条例の中の災害援護資金の貸し付けの条項についてでございます。

先ほど町長が申しあげましたように、第14条につきましては、改正前の法律施行令第8条に保証人について規定をされておりましたが、今回の改正により、保証人を付すかどうかにつきましては市町村の判断とすることが適当とされました。それにより、施行令の規定からは削除されたわけでございます。しかし、保証人を付さないこととした場合になりますと、貸付金でございますので、場合によっては債権回収が困難になることも予想されるため、新たに本条例の第14条に、施行令と同様の規定内容で、第2項及び第3項として追加をするものでございます。

次の第15条第3項につきましては、法律の第16条に報告等の規定が追加されましたので、それによる第3項への追加及び、法律及び施行令の改正による関係条項の追加と削除及び条ずれ

に伴う改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

28ページの今説明がありました保証人の関係です。本規定では削除されたよと、しかし市町村の判断で貸し損がないように保証人を立てるんだという趣旨はわかりましたけど、その保証人の範囲というか、条件というか、それはあるんですか、誰でもいいということですか。

この1点だけお願いします。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 申しわけございません。保証人については、以前の法律、施行令等についても特にそれについての規定というのはございません。ちょっと勉強不足で申しわけありませんが、実際の実務の中ではそういう規定がしてあると思うんですが、基本的には一般的な保証人ということでもいいというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 各自治体で判断するということなんですが、どこか保証人を立てない自治体があるのかどうか、もし御存じでしたら教えてください。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 申しわけありません。それにつきましては、各自治体ということで、そこまでの調査はしてありません。

ただ、実際には、この保証人が市町村の判断とされたという原因というところで、東日本大震災等のときに、やはりその保証人を立てるということがなかなか難しいということで、そういう特例をもって対応したということによりまして、市町村の判断ということになったわけですが、先ほど申しましたように、やっぱり保証人を立てないことには、やはりどうしても不良債権といいますか、どうしてもその回収ができなくなってしまうという危険があるということで、今回、町条例にはつけさせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） その意味では、特例というのも必要ではないかというふうに思うんですが、その辺のお考えはないのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

- 住民課長（三宅芳浩君） 済みません、今の段階ではまだ特例ということは考えておりません。ただ、実際にそのような大災害が起こった場合は、これについて検討する必要はあるかなとは思っております。
- 議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。
-

日程第15 議案第76号について（提案説明・質疑）

- 議長（松井正樹君） 日程第15、議案第76号 関ヶ原町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
- 本案について、提案理由の説明を求めます。
- 西脇町長。
- 町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明申し上げます。
- 本改正につきましても、議案第70号と同様に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法も改正されたので、所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。
- なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。
- 議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第77号について（提案説明・質疑）

- 議長（松井正樹君） 日程第16、議案第77号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
- 本案について、提案理由の説明を求めます。
- 西脇町長。
- 町長（西脇康世君） 議案第77号について御説明を申し上げます。
- これにつきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公務員等の欠格事項から成年被後見人等が削除されたことにより、消防団員の欠格事項から成年被後見人または被保佐人を削除する等の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。
- なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。
- 議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。
- 総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。
- 議案第77号について詳細説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたが、議案第70号と同様に、法改正に伴う今回の改正でございます。改正の中で公務員の欠格事項から成年被後見人及び被保佐人が削除されたことに伴いまして、非常勤の特別職、公務員である消防団員の欠格事項からも同様に削除を行うものでございます。資料30ページをよろしくお願いいいたします。

第4条の欠格事項におきまして、第1号にございました成年被後見人及び被保佐人を削除させていただき、号を詰める改正でございます。

第5条におきましては、第4条で号ずれが発生をいたしましたので、それに伴う改正内容となっております。

また、施行日におきましても、議案第70号と同様に、令和元年12月14日とさせていただいております。

以上で詳細説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第78号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第17、議案第78号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第78号について御説明を申し上げます。

施設管理費の増額により、令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億3,279万3,000円から2億3,408万7,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第79号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第79号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第79号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、プレミアム付商品券事業費補助金4,000万円、共通史跡案内サイン設置工事費900万円、ため池浸水想定区域図作成業務委託料300万円、東京2020聖火リレー岐阜県実行委員会負担金230万円や、10月からの幼児教育無償化に関する経費など、総額7,394万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ40億119万2,000円とする令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明をよろしく願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第79号、関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

まず歳出のほうから御説明をさせていただきます。

議案書38ページをよろしく願いいたします。

まず人件費関係でございますが、主に手当、共済費等の過不足分での補正でございますので、細部については省略をさせていただきます。

次に、総務費、総務管理費の財産管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正をされました。それにより住民票等への旧氏の記載が可能となることに伴い、印鑑登録システムの改修が必要となりますので、改修委託料といたしまして113万9,000円を補正させていただくものでございます。

また、特定財源の1万5,000円につきましては、本年4月26日に今須地内で発生いたしました車両損害の補償金収入がございましたので、計上をさせていただいております。

○企画政策課長（西村克郎君） 同じく38ページの企画費でございます。旅費の8万8,000円、需用費の消耗品費1万円、役務費の通信運搬費2万4,000円、合計12万2,000円につきましては、11月30日から12月1日に東京で開催されます全国町村会主催の「町イチ！村イチ！2019」におきまして、移住・定住及びふるさと納税のPR事業に、岐阜県町村会より10万円の助成金をいただきまして、職員2名が参加するための経費でございます。

同じく企画費の負担金補助及び交付金、地域活性化補助金の30万円につきましては、関ヶ原鉄砲隊より日置市との交流事業につきまして申請がございましたので、1件当たりの限度額30万円をお願いするものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、生活安全対策費でございます。こちらの工事請負費でございますが、こちらは、玉地内の県道牧田関ヶ原線と通称戦国ロードが交わる交差点におきまして出会い頭の事故が多いことを受け、本年7月に垂井警察署、また岐阜県と町の道路管理者及び

交通安全担当との現地踏査、協議を行い、区画線等による交通安全対策を講ずるため、対策工事費56万1,000円を補正させていただくものでございます。

次に、自治振興費の負担金補助及び交付金でございます。こちらは自治会集会施設設置事業補助金10万2,000円でございます。こちらにつきましては、瑞竜自治会におきまして集会所のトイレを洋式化への改修を行われるという事業に対しまして、関ヶ原町の集会施設設置事業補助金条例に基づきまして、事業費の10分の3に当たる補助金で10万2,000円を補正させていただくものでございます。

○企画政策課長（西村克郎君） 諸費の需用費、修繕料99万8,000円につきましては、8月10日のふれあいバスの自損事故に伴う車両の修繕料でございます。なお、車両保険に加入をしておりますが、購入から9年が経過しており、保険金額の上限が95万円でございますので、若干一般財源をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） 次の39ページでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の報償費でございます。今年度、地域福祉計画の策定を予定しておりますが、その策定に当たって計画案の検討をしていただくための委員会の開催が必要でございますが、本当にまことに申しわけございません、当初予算での計上を漏らしておりましたので、委員10人で3回分の13万5,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、役務費及びその次の負担金補助及び交付金でございます。この10月1日からのプレミアム付商品券の販売に当たりまして、関ヶ原郵便局及び今須郵便局への販売委託が可能となり、両郵便局での販売をお願いいたしたく、その販売のための委託料等、手数料でございますが、47万4,000円と、商品が個人により使用された後の取り扱い店舗等からの現金との引きかえに対応するための事業費、1人当たり2万5,000円の1,600人分の4,000万円でございます。財源につきましては、手数料につきましては全額が国庫事務費補助金で賄われ、事業費につきましては、商品券の売り上げの額、事業費分の8割分と、プレミアム額分、事業費の2割分につきましては、プレミアム分につきましては国庫事業費補助金によって賄われます。

次の償還金利子及び割引料でございますが、前年度の国及び県費障害者自立支援給付費、自立支援医療給付費負担金等の額が確定いたしましたので、その精算に伴います返還金182万2,000円を補正させていただくものでございます。

次の繰出金につきましては、この後出てまいります国民健康保険特別会計（事業勘定）における人件費の補正に伴いまして、必要となります職員手当分としての繰出金額10万5,000円を補正させていただくものでございます。

福祉医療費の償還金利子及び割引料でございますが、前年度の県の福祉医療助成事業補助金の額が確定しまして、補助金の返還が必要となりましたので、その返還額239万5,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

国民年金事務費でございますが、届け出書等の電子媒体化に係るシステム改修委託料13万4,000円及び免除・納付猶予申請書の様式の見直しに伴いますシステム改修委託料9万7,000円の合計23万1,000円を増額補正させていただくものでございます。財源としましては、全額国民年金事務取扱委託金での対応となります。

次の介護保険事業費の繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして、必要となります介護事業分の町費負担分15万1,000円及び人件費分の事務費等分27万円の合計額42万1,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、児童福祉費、児童福祉総務費の委託料でございますが、この10月から幼児教育・保育の無償化が始まりますが、今回の制度につきましては、準備期間も短く、また国において制度内容の説明が行き渡っていないとの判断によりまして、町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例のもととなる国の基準内閣府令の一部改正に経過措置が設けられまして、1年を超えない期間内におきましては国の改正基準をもって町の改正基準条列とみなすことができることとされました。また、それに伴いまして、市町村が関係例規の整備を進めるための委託料に対しまして補助金が100%つくこととなりましたので、この補助金を利用して関係例規の整備を進めたく、そのための委託料44万円を補正させていただくものでございます。

次の負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、地域子ども・子育て支援事業補助金5万4,000円でございます。これにつきましては、現在の子ども・子育て支援法新制度の施行後も、新制度に該当する施設への確認を受けず、新制度未移行のままの私立幼稚園がございまして、そこへ町内から通園する園児がございまして、新制度移行施設で低所得者世帯等では副食費を徴収しないこととなったこととの公平性のために、未移行幼稚園に通園する園児世帯に対する副食費分の補助のための補正をさせていただくものでございます。

次の扶助費のうち、施設型給付費につきましては、現在、上石津の私立認定こども園に通園の園児分の施設型給付費の支給を行っておりますが、10月からクラス人数の増による施設型給付費への新たな加算が予定されており、また、10月からの無償化に伴い、保育料相当分が従来の施設型給付費額に加算されますので、その増加分105万7,000円を補正させていただくものでございます。

施設等利用費につきましては、先ほどの新制度未移行幼稚園に通園する園児の保育料及び預かり保育につきましても無償の対象となりますので、保育料につきましては月当たり2万5,700円を限度に、預かり保育につきましては月当たり1万1,300円を限度に、その保育料等相当分を未移行幼稚園に支出することとなりますので、その支出予定額44万4,000円を補正させていただくものでございます。

その次の児童福祉施設費の修繕費でございますが、本年度も保育園施設の修繕が多数発生いたしております。半年を待たずしまして当初予算の修繕費がなくなろうとしておりますので、現在の修繕予定分と今後の突発的な発生に備えた分としまして50万円を補正させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○産業建設課長心得（福安健司君） 41ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の償還金利子及び割引料6,000円につきましては、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金に係る返還金でございます。両交付金事業につきましては、1地域において交付金算定の基礎となる協定面積の算定に誤りがございまして、過大に交付を受けていたことが判明しましたので、交付金の返還が生じたため、国県へ返還するものでございます。

続きまして、農地費、委託料300万円につきましては、ため池浸水想定区域図作成業務委託料でございます。本業務委託につきましては、平成30年7月の豪雨災害を受け、県が指定する防災重点ため池の選定方法の変更により、新たに防災重点ため池に指定されました6カ所につきまして、浸水想定区域の作成対象となりましたので補正させていただくもので、これにつきましては国費100%の事業でございます。

続きまして、農地費の負担金補助及び交付金10万5,000円につきましては、土地改良事業特別賦課金でございます。本賦課金は、平成30年度のふるさと農道整備事業及び県営中山間地域総合整備事業の工事費により賦課金を算定いたしますが、今回、予算作成時以降の工事費の精算額に変更が生じたため、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、同じく負担金補助及び交付金の75万円につきましては、町単土地改良事業補助金でございます。今年度予算といたしまして、当初に120万円の予算のほうをお認めいただいているところでございますが、既に現在予算は執行済みでございまして、新たに追加として上限25万円の3件分を補正させていただくものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 42ページをお願いいたします。

観光費、工事請負費900万円。共通ガイドラインによる史跡案内設置工事でございます。大型誘導サイン1基、小型解説サイン1基、極小誘導サイン9基を予定しております。

エコミュージアム関ヶ原管理費、委託料40万円。建築基準法第12条による建物検査を年度内に行わなくてはならないことが判明したための補正でございます。申しわけございません。なお、歳入の11万円増は、消費税増税に伴う指定管理料増額によるものでございます。

グリーンウッド関ヶ原管理費、役務費及び備品購入費ですが、コテージ2棟においてテレビ2台が故障したため、新たに購入するものでございます。以上です。

○産業建設課長心得（福安健司君） 同じく42ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の負担金補助及び交付金15万円につきましては、町単

土木事業補助金でございます。今年度予算といたしまして15万円の予算をお認めいただいているところでございますが、既に予算が執行済みでございます、新たに追加として上限15万円の1件分を補正させていただくものでございます。

続きまして、土木費、河川費、河川維持費の委託料13万2,000円につきましては、県受託事業の草刈り委託料の増額により歳入が増額となったため、同じく歳出を増額するものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費の繰出金129万4,000円につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

続きまして、土木費、住宅費、住宅管理費の委託料14万3,000円につきましては、PCB廃棄物収集運搬委託料でございます。現在、岐阜県内の高濃度PCB含有機器は令和3年3月末までに処理委託をしなければならないとされているところでございますが、今年度予算におきまして含有機器の処分料につきましてはお認めいただいておりますが、処分地であります北九州市までの処理運搬料について予算計上されておりませんでしたので、大変申しわけございませんが、補正をさせていただくものでございます。以上です。

○総務課長（澤頭義幸君） 次に、消防費でございます。こちらの災害対策費ですが、財源の補正となっております。こちらにつきましては、当初予算におきまして一般財源で購入を予定しておりました災害用備品のいわゆる避難所用の折り畳み式アルミマットにおきまして、岐阜県の避難所環境整備事業費補助の採択を受けることができました。それによりまして2分の1の補助をいただけることになりましたので、13万7,000円を県支出金とする財源の組み替え内容でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 44ページをよろしくお願いいたします。

教育費、社会教育費、社会教育総務費の委託料47万6,000円につきましては、宝有地内の合川団地児童公園内の松の木が枯れていることが判明しましたので、倒木のおそれもあり危険であることから、伐採するための委託料でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 歴史民俗資料館費、需用費5万7,000円。收藏品、展示品、書籍など、移動に当たってのエアクッション代、こん包にかかわるものの購入経費でございます。

委託料74万8,000円。甲冑などが展示してあります展示ケースを、一旦ガラスを外すなどをして外へ運び出す必要が出てきたため、その移設業務でございます。

工事請負費3万2,000円。歴史民俗資料館東側の電柱を抜柱することに伴い、大垣ケーブルテレビ分のケーブルの撤去費用が発生するもののためでございます。

あと、ふれあいセンター管理費20万円。歴史民俗資料館改修に伴い、ふれあいセンター編集

室を館長などが執務及び作業する仮設事務室とするための配線工事費用でございます。以上です。

○教育課長（兒玉勝宏君） 次に、保健体育費、保健体育総務費、需用費の29万1,000円につきましては、東京五輪聖火リレー開催に伴いますPR用横断幕の費用。

負担金補助及び交付金の230万円につきましては、東京2020聖火リレー岐阜県実行委員会への負担金でございます。こちらは当日の警備費用などに充てられる分でございます。

次に、町民体育館費の需用費64万4,000円の修繕料につきましては、アリーナにあります大時計が故障したための修繕、また球切れをしております4基の照明の修繕、先般、配管修繕をさせていただいておりますが、その際発覚しました男子トイレの小便器の水漏れを修繕するための費用となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（西村克郎君） それでは、引き続き歳入の御説明をさせていただきます。

34ページをよろしくお願いいたします。

地方特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金の597万円、次の分担金及び負担金、負担金、民生費負担金の児童福祉費負担金、保育所措置児童保育料1,051万3,000円の減、次の国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、児童福祉費負担金の施設型保育給付費負担金43万2,000円、子育てのための施設等利用給付交付金22万2,000円につきましては、いずれも10月から幼児教育無償化に伴うものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

社会福祉費補助金のプレミアム付商品券事務費補助金の47万4,000円、同じく事業費補助金800万円につきましては、事務事業に必要な経費に対する10分の10の補助でございます。

児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金1万8,000円につきましても、10月からの幼児教育無償化に伴うものでございます。

国庫支出金、委託金、民生費委託金、社会福祉費委託金の国民年金事務取扱委託金23万1,000円につきましては、制度改正及び申請様式見直しに伴う総合行政システムの改修委託金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、児童福祉費負担金の施設型保育給付負担金24万9,000円、子育て支援施設等利用給付負担金7万7,000円につきましても、10月からの幼児教育無償化に伴うものでございます。

36ページをお願いいたします。

県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の施設型保育給付補助金6万2,000円、また子ども・子育て支援事業費補助金45万8,000円につきましても、10月からの幼児教育無償化に伴うものでございます。

農林水産業費県補助金、農地費補助金、団体営ため池機能廃止等事業費補助金の300万円につきましては、ため池浸水想定区域図作成業務委託に対する10分の10の補助でございます。

教育費県補助金、社会教育費補助金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金65万円につきましては、歴史民俗資料館改修工事に対する3分の2の補助でございます。

商工費県補助金、商工費補助金の関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金900万円につきましては、共通史跡案内サイン設置工事に対する10分の10の補助でございます。

消防費県補助金、消防費補助金の避難所環境整備事業費補助金13万7,000円につきましては、避難所の折り畳みマット購入が県補助の2分の1の対象となったものでございます。

県支出金、委託金、商工費委託金、商工費委託金のエコミュージアム管理委託金の11万円につきましては、消費税の増税分を補正するものでございます。

土木費委託金、河川費委託金の河川敷草刈委託金13万2,000円につきましては、交付決定額に合わせて補正をするものでございます。

繰越金でございますが、前年度繰越金1,965万6,000円を充当させていただきます。

37ページをお願いいたします。

諸収入、雑収入、過年度収入の22万円につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金の過年度収入でございます。

雑入の町有自動車災害共済保険金95万円につきましては、ふれあいバス修理に伴う保険金でございます。

全国総合賠償補償保険金1万5,000円につきましては、本年4月24日に今須地内で発生した車両損害賠償に対する保険金でございます。

多面的機能支払交付金返還金2,000円、1つ飛びまして、中山間地域等直接支払事業補助金返還金4,000円につきましては、1地域からの返還金でございます。

町イチ！村イチ！参加助成金10万円につきましては、東京で開催されるイベントの参加経費に対する県町村会からの助成金でございます。

プレミアム付商品券販売収入3,200万円につきましては、商品券の販売収入でございます。

保育園園児給食費228万9,000円につきましては、10月以降の園児給食費の個人負担分でございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 御苦労さまでございました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 保育園のことを教えていただきたいんですけども、40ページですが、先ほど補正の金額についてはそれぞれ説明を受けたんですが、補正額の財源内訳のところですね。私がちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、負担金822万4,000円がマイナスになって、一般財源で832万5,000円、これは10月1日から来年の3月末までの保育料を無償化にするための財源内訳の変更ということでもいいんですかねということを確認と、あと歳入のほうで、37ページですが、保育園の園児給食費228万9,000円、これは給食費は負担してもらおうということでこれが計上されたのか確認したいんですけども、そのうち低所得者については無料ということでもいいのでしょうか。とりあえずそれをお願いします。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

済みません、今回の児童福祉費の財源が非常にわかりにくいのかもしれないとは思いますが、今申されましたように、いわゆる保育料が負担金ということで、この分のマイナスがあるということです。

ただ、申しわけございません。ちょっと先ほどの説明の中ではございませんでしたが、今回、保育料の見直しもあわせてさせていただいております、見直しというのは、保育料の額を見直したわけではなくて、いわゆる収入の見込みを今回あわせて見直させていただいたということで、予算額に最終的に当初の予算でもちょっと届かないんじゃないかなという、いわゆる保育料は所得によって決まってしまうので、その前の年に想定をしておいておりますので差がどうしても出てしまうということで、その差し引き分が260万円ぐらいありますので、それと、その財源として負担金が減った部分と、ただ、一般財源の中に、ここでいう歳入のほうのいわゆる臨時交付金ですか、約600万円ぐらいございますが、これは一般財源に充当をしろというような決まりがあるという、これは財政のほうからお聞きしたんですが、それがこの832万5,000円の中に入ってございますので、その辺で大体、ここは若干共済費のマイナスとか、いろいろちょっと細かいのがございますので、その辺を差し引くと、その一般財源が832万5,000円になるというようなことでございます。

それと、歳入のほうの先ほどの保育園児の給食費ということでございますが、228万5,000円ですが、議員が言われたように、いわゆる副食費分の負担をしていただきたいということで、国のほうも、保育料については無償化でございますが、いわゆる副食費、材料費とおやつ分等、それについてはやはり個人の負担をしていただくというような考え方ですので、それに基づき

まして、当町におきましては、2号認定につきましては4,500円、1号認定につきましては4,000円ということで計上をさせていただいているところでございます。月当たりでございます。

先ほどの低所得者に対してというのは、国のほうでこれについては基準が決まっておりますので、その国の基準に基づいて無料ということになります。以上です。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 今の無償化の関係で、歳入を1,051万3,000円カットして、臨時交付金が600万円と給食費の200万円で800万円ですね。あと200万円の差と言われた、それとは別なんですか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 済みません、それは先ほど一番最初に申し上げました保育料の1年の収入の見通しもあわせてちょっと直ささせていただきまして、マイナス260万円がございまして、大体四百何万円と600万円ということで1,000万円ちょっとということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） それで、無償化の保育料の臨時交付金の見直しがされるんですね。最終的にはこれは来るんですね。

もう一つ、今の話と、それから40ページの今の児童福祉費の総務費の委託料の44万円、期間がないので、10月から無償化になるんですけれども短い期間なので国の基準で一応動くという形で、10分の10のこの例規の整備に関して国から来るということで、この例規に関して、委託ですので多分ぎょうせいとかに委託されるんだと思うんですけど、これはいつまでに整備されて、これは議会に提案が、条例ですので改正提案しなければならないと思うんですけど、予定はどのぐらいでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 先ほどの特例交付金につきましては、あくまでこれは予算案ですので、今後実際の数字が出てまいりますので、その数字に合わせまして申請をさせていただくということになりますし、今年度は基本的には全額町費分をこの臨時交付金でいただけるということになっておりますので、そういう形で進めさせていただく予定でございます。

それから先ほどの委託料につきましては、今実際に進めておりますが、実際にこれから委託をさせていただきまして、いろいろ御指導いただきながら作成をするということで、できれば12月に出したいとは思っておりますが、1年の猶予ということではありますが、そんな話では

きないと思っておりますので、なるべく早くということで、申しわけございません、今のところはそういうことで御容赦願いたいと思います。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけ。

38ページの交通安全対策工事の中で、提案説明の中では玉地区の戦国ロードと交差するということでした。もう少し、どういう56万1,000円の予算の中で安全対策されるのか、どういう工事をされるのかということをお聞きしたいと思います。

というのは、これはふれあいバスの運転手さん、ドライバーさんから時々聞くんですが、特にこれから冬期、積雪時、それから道路の凍結時が非常に危険で危ないという話があるんです。というのは、御存じのように、あそこは両方とも勾配になっていて、かつて3年か4年前に重大事故が発生したね。重傷事故が起きたぐらい見通しも余りよくない、おまけに冬期、そういう積雪時で、凍結、滑りやすいという中で、今回、せっかくですからどういう工事をされるのか、そういうことをあわせて、そういう過去に例があった、ドライバーから、現場からの意見があるということをお聞きして、ぜひ工事を進めていただきたいと思います、それについて説明をお願いします。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 工事の内容というようなことでございます。

7月に、先ほども御説明をいたしました、警察、また県と現地を立ち会っている際におきましても、あそこはなかなか交差点があるというドライバーの認識が、要は気づかれないというような事案が目前で起きた。私たちも目視したわけですが、そういうことを考えて、今回、一度対応してみようというような内容が、まず道路面をさわらせていただく。その内容は、ハンプ表示、センターラインと路側帯の中に破線といいますかハンプを書いて、要は道が狭く見える、その交差点に近づくと、「止まれ」のラインまで狭く見えるということの内容と、横型のグルーピング工法といまして、道路に横溝を掘らせてもらって、今度は視界、今度あとは音、振動で交差点というのに少し何か気づいていただけるというようなことで、今、大きくはその2点の対策工事内容でございます。

○議長（松井正樹君） ほかに。

[挙手する者あり]

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 関連で、冬期の安全対策、非常に、さっき言ったようにふれあいバスの運転手さんとか、危ないので何とかしてほしいというのは圧倒的に聞くんだけれど、そこら辺の

警察との話し合いとか、今後機会があればぜひ例えば信号をつけるとか、そこまでいくかどうかわからないけれども、そういうことも含めて、今言われているのは、あくまで注意力、要するに人間の視覚に訴えるということも必要かもしれませんが、やっぱり機械的、機構的、物理的などところでも対策が、あそこは特に冬期は必要ではないかと思しますので、ちょっとその辺は頭に入れて今後対応していただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 今、信号というお話も出ました。確かにこれは、現地で立ち会いしている中でも信号、一番いい、効果のあるような対策だと思いますが、なかなかやはり信号機は難しいというのが県警の考え方でございます。

それで、今はまず気づいていただく。それで、これから、今お話がありましたように、冬期が危ないと、凍結があるとかということもございまして、またこれを踏まえて検証させていただきながら、また警察のほうとは協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 全体の共済費が結構追加で出て、合計すると結構な金額なんですけど、何でこの時期にこのような数字が出るのかなというのが1つと、あとプレミアム商品券の件ですけど、例えば業者さんであるとか、いつから始まるのか、販売方法とかというのを、具体的なことが決まったのかどうか、決まっているんならちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

まず共済費の関係です。6月の議会におきましては、給料等の補正を、過不足をやらせていただいております。それで、6月の時点では共済費は補正をしておりません。それは、4月、5月、6月の報酬の平均をもって、この9月から要は標準報酬月額というものが決まってくるので、それをもって今回補正をさせていただいているというようなことで、9月で補正をお願いしておる状況でございます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） プレミアム付商品券事業についてでございます。

ただいま非課税者につきまして申請を行っておる段階でございます。これが11月8日のあたりまで申請を受け付けるという、約2カ月間予定をしております。

それで、この9月中旬につきまして、今の非課税者の申請者及び3歳未満のお子さんをお持ちの保護者の方に対しまして、いわゆる商品券の購入引きかえ券というのを発送させていただ

きます。この10月1日から商品券の購入が可能ということで、先ほど補正で申しあげましたように、商品券につきましては、関ヶ原郵便局と今須郵便局の2カ所、ここで商品券が買えるということで、その引きかえ券を持参して、形式的にはちょっと本人確認というのが必要になるかもしれませんが、そこで購入をしていただくということでございます。その購入につきましては、1月いっぱいまで基本的には販売をするという形になっております。

利用可能な期間としましては、10月1日から3月1日ということで決めさせていただいております。

使える商店につきましては、先日、ずうっと募集をしております、今回ある程度まとまってきましたので、今のところ49店が申請をしていただけたということで、この10月1日に広報のほうに、そのプレミアム商品券につきましては、その利用できる店舗等を掲載しました広報を載せる予定をいたしておりますので、それを皆さんに見ていただきたいと思っておりますし、引きかえ券を発送するときに、その中にも同じように、その文書の中に、利用できる店とか、利用期間とかを含めて発送したいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） もう一回、プレミアム商品券のことなんですけど、郵便局で購入と換金とということなんですけど、他町も郵便局だけなのか、銀行とかというのはなかったのかということと、業者さんの負担というのはないのか、わかれば教えてください。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 郵便局につきましては、いわゆる販売だけを委託させていただくということで、先ほどその販売の手数料だけを上げさせていただきました。換金につきましては、基本的には役場のほうですということ、業者さんは役場に来ていただいて、ある程度、月ごとにまとめていただいて換金をしていただくということを予定しております。

郵便局以外ということで、実際にそういう委託の業者という話も全国的にはいろいろ聞くんですが、かなりやっぱり委託料が高くなってしまいうということで、100%国から出るというような話にはなっておるんですが、ちょっと国のほうから、余り高額なものについては、その100%についてもちょっと検討するというような話も出ておまして、全国的に郵便局を使われるということが多いというふう聞いておりますので、郵便局に安価で委託できるということで、させていただきました。

銀行につきましては、それぞれ担当が、ここですと農協、十六、大垣共立ですか、支店がございしますが、そこに確認をさせていただきましたが、やはりちょっとなかなか難しいということで、今回、換金をしていただきたいというふうには思いましたが、ちょっとできないということでしたので、町のほうで換金ということで処理をさせていただく予定です。

業者負担については、特にこれということはないです。プレミアム分につきましては、町の事業費ということで、最終的には国になりますが持ちますので、負担というのはないということとでございます。

○議長（松井正樹君） ほかに。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 41ページの農地費、ため池浸水想定区域図作成業務委託料ですが、平成30年7月の災害で新たに指定されたということですが、どこが指定されたのかということと、この図を作成して、その後どうするのかということをお伺いしておきます。

それから2点目、42ページの観光費、共通案内サインですが、これはどこら辺に設置するのかということをお伺いしたいのと、最後、42ページの河川維持費ですが、河川敷の草刈りですが、これはどこでしょうか。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 失礼いたします。

新たに指定されましたため池6カ所につきまして、御存じかどうかというレベルでもあるんですが、お伝えしたほうがいいですか。

○5番（田中由紀子君） 大体どこら辺ですか。

○産業建設課長心得（福安健司君） では、池の名前のほうを列挙していきますので、お願いします。

まず1つ目が南整理3号池、こちらは野上の21号の南側の神社の鳥居のあるところの東ぐらゐに位置する池です。続きまして白別当3号池、こちらは県道南濃関ヶ原線の東町の南東ぐらゐのところにある池です。続きまして中田ため池、こちらは瑞竜の西側にあるため池でございます。続きまして御祭田2号池、こちらは御祭田住宅の東にあるため池になります。あとは中島2号池、中島4号池につきましては、玉の伊吹山のドライブウエーの西側にあるため池2カ所になります。計6カ所が新たに追加という形で指定のほうがおりましたので、こちらについて浸水想定区域の図面を作成するということになります。

浸水想定区域の図面のほうを作成した後の活用方法なんですけれども、こちらにつきましては、今後、地域の防災計画等で載せていくのかどうかということも今後協議をしていかなきゃいけないのかなということは思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

続きまして、土木費の河川費の河川敷草刈委託料の関係ですが、こちらは今須川と相川になります。以上です。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 誘導サイン、看板でございますが、大型誘導サイン、新規として、365号線沿い戦国ロード交差点北側、小早川秀秋陣跡を誘導するような大型サインを設置したいというふうに思っております。

小型解説板として、今、薩摩池を想定しております。これは既設のサインとの取りかえを想定しております。

あと極小サインですが、基本的には既設サインとの取りかえ、既設の町が設置したものの取りかえを想定しております。それを9カ所ほど想定しておりますので、場所はちょっと変わる可能性があるということで御了承いただければと思います。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 申しわけございません。先ほどの河川敷の草刈委託料の関係ですが、藤古川が抜けておりますので追加させていただきます。失礼いたしました。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第19 議案第80号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第80号 令和元年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第80号について御説明申し上げます。

歳出に、職員共済費や平成30年度の事業費確定に伴う保険給付費等交付金返還金720万6,000円など、総額740万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,200万9,000円とする令和元年度国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

詳細につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第81号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第81号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第81号について御説明申し上げます。

歳出に、基金への積立金や前年度の事業費確定に伴う負担金等の精算に伴う返還金などで、総額4,472万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,822万4,000円とする令和元年度介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第81号 令和元年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

58ページの歳出からよろしくお願いたします。

申しわけございません、人件費関係の補正につきましては説明を省略させていただきます。

款2の保険給付費、介護予防サービス等諸費の介護予防福祉用具購入費、負担金補助及び交付金でございます。本年度は要支援認定者の福祉用具購入の申請が非常に多く出ております。半年で当初予算がなくなってしまうようになっておりますので、今後の申請に対応できるように30万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、基金積立金でございます。前年度の決算に伴いまして剰余金が生じたので、この後に出てまいります国等への償還金の額も確定し、その償還金の金額と今後の現金必要見込み額等から2,000万円を基金に積み立てさせていただくものでございます。

次に、59ページでございます。

地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の任意事業費の33万6,000円でございます。これにつきましては、認知症や知的障害者等の意思の代行等を行い、介護サービスの利用等をしやすくするための成年後見制度を利用される方で、援護者等もおらず、低所得等のために成年後見制度利用に補助を受けなくては成年後見制度の利用がたちまち困難になってしまう方への助成制度でございます。このような方は、成年後見制度利用により、ようやく生活が成り立っておりますので、助成を必要とされております。町内にもそのような対象者がおられるということで、今回、介護保険事業内で、この補助事業への国県補助が受けられることがわかりましたので、補正予算に計上をさせていただくものでございます。

続きまして、諸支出金の償還金及び還付加算金でございます。これにつきましては、前年度の介護給付費国県負担金及び地域支援事業国県交付金の確定及びその精算によりまして、各負担金等について返還金が必要となりましたので、合計2,352万3,000円を補正させていただくものでございます。なお、介護給付費負担金等につきましては、国・県のほうで金額を見込んで概算交付をされているものでございまして、平成30年度実績として過交付となったためでございます。

続きまして、55ページから57ページの歳入でございます。

これにつきましては、各事業におきまして、それぞれ歳入につきまして、それぞれの負担割合がございますので、各事業等の国、県、支払基金、町費の負担割合により補正をさせていただくものでございます。ただし、償還金及び基金積立金につきましては、前年度繰越金4,352万3,000円を補正させていただくものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 59ページをお願いします。

任意事業費、成年後見人制度なんですけど、何人分かということと、援護者が見えないという点では、金銭管理やいろんな申請手続等以外でも、介護保険を利用されていると思うんですけど、病院の付き添いとか、いわゆる生活の援助、そういうのはどうされているのかなというのを伺います。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今現在、たちまち、その対象者というのは1人でございます。

その方につきまして、病院の付き添いとかという、実際には今、余り具体的に言うとあれなんですけど、病院のほうで送迎サービスとかがございますので、そのサービスを使っていらっしゃるというところで通院をされているというところでございます。それ以外につきましては、成年後見人が基本的には全部対応しているということになっております。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

日程第21 議案第82号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第82号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第82号について御説明申し上げます。

歳出に東町地内のマンホールポンプの修繕料149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,237万7,000円とする令和元年度公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第82号 令和元年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出でございます。

公共下水道費の公共下水道施設管理費の需用費の修繕料149万8,000円の補正につきましては、国道21号バイパス大高交差点の北側に位置します東町3号マンホールポンプの2台のうち1台の故障によりお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰入金、他会計繰入金としまして129万4,000円、前年度繰越金として20万4,000円を充ててでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第83号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第22、議案第83号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第83号について御説明申し上げます。

収益的支出に修繕費等で342万7,000円を増額するなど、令和元年度水道事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第83号 令和元年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の66ページをお願いいたします。

初めに、収益的収入及び支出について御説明させていただきます。

支出としまして、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の162万7,000円でございます。内訳としまして、通常修繕費の不足に伴い、今後の緊急対応分の設備修繕費用として、通常修繕費に100万円と今須中町浄水場計装盤修繕62万7,000円でございます。

今須中町浄水場計装盤修繕62万7,000円につきましては、今須中町浄水場の計装盤、計器盤面の警報ランプを点灯させる役割を持つ故障等を監視する制御装置の故障により、修繕を行うものでございます。

次に、同じく水道事業費用、営業費用の配水及び給水費180万円でございます。

消火栓改修80万円は、当初の新設見込み額を改修費としたいため、資本的収入及び支出から収益的収入・支出に組み替えをするものでございます。

通常修繕費100万円の増額につきましては、通常修繕費の不足に伴い、今後の漏水修繕対応分として補正させていただくものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

水道事業収益、営業収益、その他の営業収益、他会計負担金80万円の補正につきましては、当初消火栓の新設を見込んでいたものを改修に変更するため、資本的収入及び支出予算を収益的収入及び支出予算に組み替えをお願いするものでございます。

次に、議案書67ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について御説明させていただきます。

先ほど説明させていただきました消火栓の新設を見込んでいたものを改修に変更するため、資本的収入及び支出予算を収益的収入及び支出予算に組み替えするものでございます。資本的支出としましては、建設改良費、配水及び給水設備建設改良費、工事請負金80万円の減、資本的収入としまして、負担金、工事負担金、消火栓設置に伴う工事負担金80万円を減額するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 報告第6号について（提案説明・質疑）

日程第24 議案第84号から日程第33 議案第93号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第23、報告第6号 平成30年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第33、議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定までを一括して議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第6号及び議案第84号から議案第93号の決算関連につきまして、御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率を報告するとともに、地方自治法第233条第3項の規定により平成30年度一般会計及び各特別会計決算、並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により企業会計

決算をそれぞれ監査委員の審査意見を付して議会の認定を求めるものであります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成30年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、報告第6号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはカウントされませんでした。実質公債費比率は11.8%、将来負担比率39%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第84号から議案第93号の決算認定についてであります。

平成30年度の一般会計の決算規模は、歳入40億1,869万7,000円、歳出37億8,225万円となったところであります。これを平成29年度と比較しますと、歳入は1億1,429万6,000円の増、歳出は9,763万6,000円の増となりましたが、内容的には、平成29年度の台風21号に伴う災害復旧費の増や史跡整備事業、関ヶ原古戦場公衆トイレ整備事業、橋梁補修事業等に伴う普通建設事業費の増等によるものです。実質収支といたしましては、2億3,485万8,000円の黒字決算となったところであります。

性質別に見ると、人件費、公債費、普通建設事業費、災害復旧事業費、補助費等、積立金が増加し、扶助費、物件費、維持補修費、繰出金が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は、少子・高齢化等に伴う社会保障関係経費の自然増への対処に加え、公共施設等の適正管理の推進、あらゆる分野で深刻化しつつある人材不足への対応など、さまざまな課題への対応が必要であるなど、依然厳しい状況が続くと思われまます。一層の行財政の簡素効率化、経常経費の節減・合理化を図るとともに、事業の重要性・緊急性に配慮しながら健全財政を維持するため、一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願いいたします。

次に、8つの特別会計においては、歳入総額が34億7,948万1,000円、歳出総額32億3,029万4,000円となり、平成29年度と比較して、歳入は5億5,826万9,000円、歳出で4億9,578万4,000円の減額となりました。病院の診療所への移行が完了し、旧病院事業の未収・未払いの清算に伴い、国民健康保険特別会計（直診勘定）が大幅な減となったことにより、特別会計全体では大幅な減となっております。

また、企業会計の水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億6,438万6,000円に対し営業費用は1億7,811万3,000円で、営業損失は1,372万7,000円、営業外収支では、営業外収益2,274万2,000円に対し営業外費用は1,577万8,000円となり、営業外利益は696万4,000円となりました。また、平成30年度は特別利益として、その他特別利益と長期前受金戻入の874万8,000円の収益がありました。その結果、当年度純利益が190万7,000円の黒字決算となりました。資本的支出としては、安定的な供給対策のため、建設改良費として、平井・藤古川浄水場間送配

水管整備工事、陣場野・公門間配水管整備工事など6,600万円を要したところであります。

以上をもちまして、一括上程されました平成30年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、一般会計の平成30年度財政状況の概要につきましては、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） それでは、平成30年度関ヶ原町一般会計の財政状況の概要につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、議案書の71ページをお願いいたします。

報告第6号 平成30年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

健全化判断比率の数値のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がなかったため、カウントはされませんでした。

次に、自治体の実質的な公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標である実質公債費比率につきましては、11.8%で昨年度からの増減はございませんでした。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率につきましては、昨年度より8.4ポイント下がって39%となりました。

資金不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったため、カウントされませんでした。

次に、平成30年度の一般会計決算について御説明をさせていただきます。

平成30年度主要施策の成果及び決算分析表をごらんください。

14ページをお願いいたします。

決算状況の推移をまとめた表でございますが、一番右の平成30年度の欄をごらんください。

歳入総額は40億1,869万7,000円で、歳出総額は37億8,225万円となっており、実質収支額は2億3,485万8,000円となりました。実質収支額を前年度と比較しますと、2,003万1,000円増加し、実質単年度収支は、基金の取り崩しを行わなかったため、3,016万2,000円のプラスとなっております。

地方公共団体の経常一般財源の規模をあらゆる標準財政規模は、前年度より減となり、27億7,626万1,000円となりました。

基金残高につきましては、財政調整基金は3億3,775万2,000円、減債基金は4億2,814万5,000円となっており、その他目的基金を含め、14億801万6,000円となっております。

また、地方債現在高は39億6,528万3,000円でございます。

15ページは、一般会計のほか、特別会計、企業会計の地方債現在高の状況でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

一般会計財政指数の推移でございますが、表の右から2列目に平成30年度の指数が示されております。

まず財政力指数でございますが、3カ年平均の指数は0.510となっており、昨年度より若干上がっております。

実質収支比率は、標準財政規模と実質収支額の割合でございますが、0.8ポイント上がり8.5となりました。

次の経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよいわけでございますが、昨年度より1.5ポイント上がり86.4となりました。

次に、公債費関係の指数は低いほどよいわけでございますが、公債費負担比率は0.2ポイント高くなり10.8となりました。

また、財調比率は高いほどよいわけでございますが、0.5ポイント上がって12.2となっております。

その他の決算状況の概要につきましては、12ページと13ページは文章で、また14ページ以降は表であらわしてございまして、18ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類し、各年の推移をあらわしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、財政状況の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 谷口輝男君。

○監査委員（谷口輝男君） それでは、御指名を受けましたので、決算の監査結果について御報告させていただきます。

平成30年度一般会計並びに特別会計及び水道事業会計及び基金運用状況の審査につきましては、8月9日に、会計管理者、各課長、関係職員同席のもと、早野代表監査委員とともに、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここに報告いたします。

以上、簡単ではありますが、決算監査の御報告とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより報告第6号 平成30年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 主要施策の成果及び決算分析表で、17ページに過去10年間の推移が載っております。その中で、実質公債費比率が平成21年度は15%から30年度が11.8%ということで非常に下がってきているんですが、もう一つ、将来負担比率も137.2から39まで下がっております。これらをどう町長は評価されていて、今後、施設の改修やいろんな事業を行うに当たり、どういうふうに臨まれていくのか、伺いたいと思います。

○議長(松井正樹君) 西脇町長。

○町長(西脇康世君) 指数的にいいますと、実質公債費比率につきましては、18を超えるとやっぱり国の管理のもとでやらなきゃいけないということから考えますと、大分下がってきたということで、財政的にはちょっとゆとりが出てきたというふうに思っておりますし、将来負担比率につきましても、これだけ下がったということで、今のところ将来的な不安は大分、以前よりは下がったというふうに思っておりますが、やはり今御指摘のように、いろんな事業が多々ございます。そういった事業を今後もやっていくときには、1つ大きな事業をやると、それだけすぐに指数にはね返ってしまうということが明らかでございますので、起債の残を調整、見ながら、いろんな事業もやっていかなきゃいけないと思っております。

基金等についても、やはりできる限り積み立てをしながら、健全財政を維持しながら何とか運営をやっていくということが根幹であるというふうに思っておりますので、今後も引き締めながら財政運営については努めていきたいと思っておりますのでございます。

○議長(松井正樹君) これをもって報告第6号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第24、議案第84号から日程第33、議案第93号までについては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第93号までについては、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、一般会計、特別会計、企業会計とも会期中の審査とし、最終日に採決いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ここでお諮りいたします。議案第84号 平成30年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第93号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定については、決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に子安健司君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、決算審査の日時は、9月10日火曜日午前9時から、及び9月11日水曜日午前9時30分から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。あす6日から19日までの14日間は議案調査等のため休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす6日から19日までの14日間は休会とすることに決しました。

来る9月20日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。なお、一般質問の締め切りは11日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時38分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 谷 口 輝 男

会議録署名議員 子 安 健 司

